欧米競争政策の動向のポイント

2022年11月10日 No.31

金子 晃 監修

内容

l 米国競争法(政策)

- 1 共謀事件
- (1) 司法省、断熱工事会社とその共同所有者が入札談合と詐欺を行っていたとして、刑の 宣告を受けた旨を発表(2022年9月30日)
- (2) 司法省、カリフォルニア州運輸省発注の公共工事で入札談合と賄賂に従事していたとして、元コントラクターが有罪の答弁を行った旨を発表(2022年10月3日)
- 2 企業結合事件
- (1) 司法省、アッサ・アブロイによるスペクトラム社ハードウエア及び家宅リフォームホーム部門の買収案の阻止を求め、訴えを提起(2022年9月15日)

Ⅱ 欧州競争法(政策)

- 1 支配的地位の濫用事件
- (1) 欧州委員会、特許制度の濫用と競合関係にある多発性硬化症薬の中傷を理由に Teva へ異議告知書を送付(2022 年 10 月 10 日)
- 2 買収事件
- (1) 欧州委員会、Celanese による DuPont のモビリティ・マテリアル事業の買収を条件付 承認(2022 年 10 月 11 日)

公益財団法人 公正取引協会 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

https://www.koutori-kyokai.or.jp

十 米国競争法(政策)

本号では、共謀事件2件及び企業結合事件1件を取り上げる。共謀事件の何れもが、公共工 事案件の競争入札で談合が行われ、司法省結成の調達共謀対策チームが捜査・訴追に関わった ケースである。

1 件目は、病院等の公的機関等が発注をした建設プロジェクトらにおける断熱請負工事のそ れぞれの入札で、断熱工事会社の共同所有者とその会社自身が入札談合等を行ったとして、そ れぞれ1年1日の禁固刑と15万ドルの罰金刑の宣告を受けたという事件である。両被告は断 熱材工事業界を対象とした捜査で刑の宣告を受けた初めての2者である。

2 件目は、カリフォルニア州運輸省が指名競争入札の方法により発注した一連の公共工事で 入札談合とそれに関わる賄賂を行っていたとの起訴内容に対し、元建設コントラクターが有罪 の答弁を行ったという事件である。本件被告は、同省が発注をした橋料金所施設等の一連の改 修工事を対象としている本件捜査で有罪の答弁を行った2人目である。

3 件目は、全世界の主要な鍵メーカーであるアッセ・アブロイがそのライバルたるスペクト ラムのハードウエア及び家宅リフォーム子会社を 43 億ドルで買収する旨の計画について、司 法省が買収の阻止を求め、訴えをコロンビア特別区地区地裁に提起した事案である。訴状で司 法省は、本件買収が実施されれば、住宅向けドア用錠前等の製品を巡る米国市場において大規 模事業者が3社から2社へと減り、ますます独占に近づく状態がもたらされるようになると主 張している。

1 共謀事件

(1) 司法省、断熱工事会社とその共同所有者が入札談合と詐欺を行っていたとして、刑の宣告 を受けた旨を発表(2022年9月30日)1

コネチカット州ノースへブンに本社を置く断熱工事請負業者 Langan Insulation LLC(以下「ラ ンガン・インシュレーション」という。)の共同所有者である Thomas F. Langan(ランガン)は9月28 日、コネチカット州ブリッジポートで、入札談合と詐欺の策略に参加していたとして、1 年と 1 日の禁固刑の言い渡しを受けた。同策略は、コネチカット州の至る所に所在する公的機関や 民間施設を狙い撃ちにしていた。ランガン・インシュレーションは、同策略における同社自身 の役割に対して 15万ドル(約2205万円、1ドル=147円)の罰金刑の言い渡しを受けた。 両被告は

¹ Press Release, Department of Justice, Insulation Contracting Firm and Co-owner Sentenced for Rigging Bids and Fraud, September 30, 2022.

また、被害者らに対して損害賠償を支払うようにも命じられた。本件は断熱工事業界に対する 捜査の結果として科せられた1番目と2番目の刑の宣告である。

2020年に行われた有罪答弁のそれぞれによると、被告らは、他の断熱工事業者らと共謀して、一連の建設プロジェクトにおいて断熱材をダクト・配管に巻き付ける請負工事のそれぞれの契約案件で、入札談合と詐欺を行っていた。これらのプロジェクトはコネチカット州に所在する大学、病院その他の公的機関や民間施設で行われていた。本件共謀はほぼ7年にわたって続き、具体的には遅くとも2011年11月から早くとも2018年3月までの間継続していた。その他の個人や法人計5人は、本件捜査の結果として明るみに出た犯罪行為を犯したことを認め、有罪の答弁を行い、刑の言い渡しを待っている。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「本日の量刑は、競争過程を破壊し、公的機関や民間施設を狙い撃ちにするという犯罪の重大性を反映している。我々は、個人的利益及び企業の貪欲のために、競争過程を台無しにする役員及び企業を訴追し、責任を取らせることにしている。」

コネチカット州地区の連邦検事たるヴァネッサ・ロバーツ・エーバリー氏は以下のように発 言した。

「本件入札談合の陰謀は、コネチカット州の至るところに所在する病院、大学、地方公共団体及び事業者に損害をもたらしてきた。そのため、科せられた禁固刑及び罰金刑は、競争制限的な犯罪行為を犯そうとする人に対し抑止となるような、強い警鐘を鳴らすようなものとなる。私は、連邦捜査局(FBI)、国防総省・監察総監室・国防犯罪捜査サービス課(Defense Criminal Investigative Service;以下「DCIS」という。)及び反トラスト局が、このずうずうしい策略を犯した違反者らを法に基づいて裁かれるようにしたことに感謝の意を表したい。」

FBI ニューへイブン支局の特別捜査官・デヴィッド・サンドバーグ氏は以下の声明を発した。 「FBI 及びその法執行パートナーらは、公正な事業慣行の確保のために設計された財務システムを騙し取り、ごまかしをした法人役員を訴追することにしている。我々からの奉仕を受けている一般市民がこれを理解することが不可欠である。本日の刑の宣告は、この結果責任の一例である。」

国防総省・監察総監室に属する DCIS 北東支局の特別捜査官・パトリック・P・ヘガティ氏は以下のように述べた。

「国防総省の調達システムを台無しにする競争制限的慣行に対処することが DCIS の最優先課題である。DCIS とは国防総省・監察総監室の法執行部門である。我々は、米国軍隊に提供される建設サービスの市場が競争的であり続けられるようにするために、司法省と FBI と協力し続けることにしている。」

ランガン氏及びランガン・インシュレーション社は、シャーマン反トラスト法 1 条の下での入札談合の罪 1 件及び通信詐欺への共謀の罪 1 件で、有罪の答弁を以前にも行った。ランガン氏はまた、2 万ドル(約 294 万円)の罰金、480,900 ドル(約 70,692,300 円)の損害賠償及び 200 ド

ル(約 29,400 円)の特別財産税を支払うようにも命じられた。罰金に加え、ランガン・インシュレーション社は 480,900 ドルの損害賠償、及び 800 ドル(約 117,600 円)の特別財産税をも払うようにも命じられた。

本件捜査は反トラスト局ニューヨーク事務所、コネチカット州地区の連邦検事室、FBI ニューへイブン支局及び DCIS ニューへイブン駐在事務所によって行われている。

2019 年 11 月に司法省は Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策チーム;以下「PCSF」という。)を創設した。PCSF は、政府による調達や助成金、資金援助プログラムに影響を及ぼす反トラスト犯罪と関連詐欺罪の撲滅のために組成された共同法執行取組である。政府には連邦、州、地方自治体といった各レベルの組織体がある。

(2) 司法省、カリフォルニア州運輸省発注の公共工事で入札談合と賄賂に従事していたとして、 元コントラクターが有罪の答弁を行った旨を発表(2022 年 10 月 3 日)²

元建設コントラクターは、カリフォルニア州運輸省が発注をした一連の改修工事に関して入 札談合とそれに関わる賄賂に関与したとして、罪を認め、有罪の答弁をした2人目の個人となった。

10月3日にカリフォルニア州東部地区地裁サクラメント庁舎で提出された有罪答弁協定書によると、William Opp(オップ)は、2015年初旬から早くとも2018年8月までの間、他者と共謀し、同省からの契約付与に先立って行われる競争入札過程を阻害し、結果として共謀者又は彼自身により支配されている会社らが落札をし、契約を得られるようにした。本件共謀の一環として、オップ氏は別の建設会社をでっち上げ、妻を名ばかりの社長とし、同省が発注をした個々の契約案件の入札のそれぞれで妻に偽の札を入れさせた。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「本日の有罪答弁は、インフラ及び運輸案件のためにかなりの連邦予算が出されている産業 に影響を及ぼした犯罪に関するものである。反トラスト局とその共謀調達対策チームは、税収 の資金を盗み取るような入札談合や詐欺を禁じている法を執行するための努力を倍加している。」

また、オップ氏は同州運輸省の元契約担当課長であるチュン・フー"Keith"ヨングに対して相当程度の賄賂を与えたことも認め、有罪の答弁をも行った。同州運輸省はかなりの連邦予算を受けているカリフォルニア州の行政機関である。2022年4月11日にヨング氏は当該入札談合と賄賂の策略への彼自身の役割に関して有罪の答弁を行った。ヨング氏の有罪答弁協定書によると、彼は現金、ワイン、家具及び家の修築サービスという形で賄賂を受け取った。ヨング氏が受け取った現金及び便益の価値の総額は80万ドル(約1億1760万円)以上であった。

² Press Release, Department of Justice, Former Contractor Pleads Guilty to Bid Rigging and Bribery, October 3, 2022.

オップ氏は、カリフォルニア州東部地区地裁のキンバーリー・J・ミューラー判事より 2023 年 1 月 30 日に刑の宣告を受ける予定である。本件入札談合の共謀については、最高法定刑として 10 年の禁固刑、並びに 100 万ドル(約1億4700万円)あるいは犯罪による損失の 2 倍の金額までの罰金刑が、オップ氏に科せられるようになる。連邦予算が拠出されたプログラムに関する賄賂については、最高法定刑として 10 年の禁固刑、並びに 25 万ドル(約3675万円)あるいは犯罪による損失の 2 倍の金額までの罰金刑が、オップ氏に科せられるようになる。実際の量刑は、あらゆる法定要因及び米国量刑ガイドラインが考慮された後に、連邦地方裁判所の裁判官によって決定される。

本日の有罪答弁は反トラスト局サンフランシスコ事務所、カリフォルニア州東部地区の連邦 検事室及び FBI サクラメント支局による共同捜査の結果として行われた二番目のものである。 捜査は、司法省が結成した Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策チーム;以下「PCSF」 という。)の活動の一環として行われた。

2019 年 11 月に司法省は PCSF を創設した。 PCSF は、政府による調達や助成金、資金援助プログラムに影響を及ぼす反トラスト犯罪と関連詐欺罪の撲滅のために結成された共同法執行取組である。政府には連邦、州、地方自治体といった各段階の組織体がある。

2 企業結合事件

(1) 司法省、アッサ・アブロイによるスペクトラム社ハードウエア及び家宅リフォームホーム 部門の買収案の阻止を求め、訴えを提起(2022 年 9 月 15 日)³

司法省は、ASSA ABLOY(以下「アッサ・アブロイ」という。)が競争者たる Spectrum Brands Holdings, Inc.(以下「スペクトラム」という。)の Hardware and Home Improvement division(以下「ハードウエア及び家宅リフォーム部門」という。)を 43 億ドル(約5321 億円)で買収する旨の計画の阻止を求め、訴えを提起した。アッサ・アブロイ及びスペクトラムの当該子会社は住宅向けドア用製品を米国で販売している 3 大事業者のうちの 2 社であり、当該市場は 24 億ドル(約3528 億円)規模の寡占市場である。

コロンビア特別区地区地裁に提出された訴状によると、本件買収が実施されれば、アッサ・アブロイとスペクトラムとの間の少なくとも2種類の住宅向けドア用製品を巡る重要な直接競争が消滅することとなり、結果的に価格の上昇、品質の低下、技術革新の低迷及びサービスの低下がもたらされる蓋然性がある。当該2種類とはドア用機械式プレミアム製品とスマート・ドア・ロックである。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

_

³ Press Release, Department of Justice, Justice Department Sues to Block ASSA ABLOY's Proposed Acquisition of Spectrum Brands' Hardware and Home Improvement Division, September 15, 2022.

「何百万ものアメリカ人は、彼ら彼女らのプライバシーと安全性への最も基本的な要求を満 たすために、これらの会社のドア用製品に日々依存している。両社は既に寡占化されている産 業における3大事業者のうちの2社であり、両社間の競争はより低い価格とより高い品質の実 現といった形でアメリカの消費者らに利益をもたらしてきた。本件買収が認められれば、この 重要な競争は消滅することとなり、 結果としてアメリカ人が不利益を被るようになるだろう。| 本件訴状はクレイトン法7条に基づき本件取引の阻止を求めているが、これはアッサ・アブ ロイとスペクトラムが、長年にわたり、米国におけるドア用プレミアム製品及びスマート・ド ア・ロック市場での支配的企業になるために競い合ってきたと主張している。提案された取引 によって、これらの市場状況が一変する蓋然性があり、具体的に、アッサ・アブロイがドア用 機械式プレミアム製品でほぼ独占を獲得し、スマート・ドア・ロックで 50%以上のシェアを有 するようになり、また残存することとなる主要な競争者が1社のみとなるだろう。より幅広く 捉えると、アッサ・アブロイとスペクトラムの統合後企業は、住宅向けドア用製品市場全体の 約50%以上を支配するようになる。何億ドルもの価値のあるドア用機械式プレミアム製品とス マート・ドア・ロックが毎年米国で販売されている。ドア用機械式プレミアム製品は、高品質 で耐久性のある鉄(主に鍛黄銅、青銅鋳物)で製造されており、高度にカスタマイズ可能かつデ ザイン・ドリブンであって、高度な技術を用いて作られている。スマート・ドア・ロックはド ア用のデジタル・ロックの中でますます人気が高まっているタイプの製品である。これらは、 スマートフォンやスマートスピカ―のような他の電子機器との無線接続により、遠隔からの操 作・監視が可能である。

アッサ・アブロイは取引所に株式を上場しているスウェーデンの株式会社であり、スウェーデン・ストックホルムに本社を構えている。同社は住宅向けドア用製品を米国では、オーガスト、エムテック及びエールのブランド名の下で販売している。アッサ・アブロイは 2021 年には約91億ドル(約1兆3377億円)の収益を計上した。

スペクトラムは取引所に株式を上場し、デラウエア州法に基づき設立され、またウィスコンシン州ミドルトンに本社を構えている会社である。同社は住宅向けドア用製品を米国でボールドィン及びクイックセットのブランド名の下で販売している。スペクトラムは 2021 年には約46 億ドル(約6762 億円)の収益を計上した。

(お問い合わせは、佐藤 潤、慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携米国ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

Ⅱ 欧州競争法(政策)

本号では、支配的地位の濫用の疑いがあるとして欧州委員会が異議告知書を送付した事件と、 条件付で承認された買収事件を取り上げる。

1件目の支配的地位の濫用の被疑事件では、Tevaが制度の濫用と中傷キャンペーンの実施により競合関係にある多発性硬化症薬の新規参入を妨げていたことについて、欧州委員会はEU運営条約102条により禁止される支配的地位の濫用にあたるおそれがあるとして、Tevaに異議告知書を送付した。

2件目の買収事件は、Celanese による DuPont のモビリティ・マテリアル事業の買収について、Celanese がポリエステル系熱可塑性エラストマー事業を売却することを条件に承認されたものである。。

1 支配的地位の濫用事件

(1) 欧州委員会、特許制度の濫用と競合関係にある多発性硬化症薬の中傷を理由に Teva へ異議告知書を送付(2022年10月10日)⁴

欧州委員会は Teva に対し、同社の多発性硬化症の画期的な治療薬である Copaxone をめぐる競争の開始時期を遅らせることを意図した行為が EU 競争法に違反するとの初期の見解を伝えた。 Teva による一連の行為は、Copaxone が特許により保護される期間を人為的に延長し、また市場参入と採用を妨げるために競合製品に関する誤った情報を組織的に流布していたというものである。

Teva はイスラエルに本拠を置く世界的な製薬会社であり、EEA(欧州経済領域)においては複数の子会社を通じて営業している。同社の Copaxone は、多発性硬化症の画期的な治療薬として広く用いられており、同社が 2015 年まで特許を有していた有効成分であるグラチマー酢酸塩を含有している。

Teva の濫用的慣行に対する異議告知書

現時点で欧州委員会は、ベルギー、チェコ、ドイツ、イタリア、オランダ、ポーランド、ス

ペインにおけるグラチマー酢酸塩市場における Teva の支配的地位の濫用を認定している。 欧州委員会は、同社が自己の Copaxone が特許により保護される期間を人為的に延長することで競合関係にあるグラチマー酢酸塩の市場参入と採用を妨げることを目的とする 2 つの濫用

⁴ Press Release, Antitrust: Commission sends Statement of Objections to Teva over misuse of the patent system and disparagement of rival multiple sclerosis, 10 October 2022.

的行為を行っていることに関心を有している。

欧州委員会は、2015年2月から今日に至るまでのTevaによる以下の行為を認定した。

- ・特許手続の濫用: Teva は最初の基本特許が失効した後、二次的特許の申請を提出・撤回することでグラチマー酢酸塩の基本特許の保護を人為的に延長した。これにより同社の競争者は、そのたびごとに新たな訴訟を提起せざるを得なくなった。このような慣行は、いわゆる「分割特許」と呼ばれる出願を行うことから「分割ゲーム(divisional game)」と呼ばれることもある。これにより特許権者は法的に不確実な状況を人為的に延長し、ジェネリックやジェネリック類似医薬品の参入を有効に阻止、又は遅延させる利益を得ることができる。
- ・ヘルスケア専門職を対象とした組織的な中傷キャンペーンを実施することで、競合関係に あるグラチマー酢酸塩の安全性と有効性と、Copaxone と同等の薬効があるのか疑問を持 たせている。

欧州委員会の初期の見解が確認された場合、Teva の行為は競争者と患者を害するだけでなく、EU において毎年 Copaxone のみで 50 億ユーロ(約7000 億円、1 ユーロ=140 円換算)に上る 多発性硬化症の治療に関する公的保険費用を増大させるものとして、EU 運営条約 102 条違反となる可能性がある

なお、異議告知書の送付は、欧州委員会の調査結果に予断を与えるものではない。

背景

欧州委員会は、2019 年 10 月に予告なく Teva の複数の子会社事業所に対して立入調査を行った。欧州委員会は 2021 年 3 月 4 日、Teva Pharmaceutical Industries Limited と Teva Pharmaceuticals Europe BV に対し手続を開始した。欧州委員会は、特許権の濫用と中傷キャンペーンに関する訴えを定期的に受けていた。

2 買収事件

 (1) 欧州委員会、Celanese による DuPont のモビリティ・マテリアル事業の買収を条件付承 認(2022 年 10 月 11 日)⁵

欧州委員会は合併規則の下、Celanese による DuPont のモビリティ・マテリアル事業の買収を承認した。本件承認は、Celanese の申し出た問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

Celanese は、世界的な化学品と特殊素材の製造会社である。DuPont のモビリティ・マテリアル事業は、高性能なエンジニアリング・サーモプラスチック、エラストマー、ペースト、フィラメント、応用フィルムを製造している。

⁵ Press Release, European commission, Mergers: Commission approves Celanese's acquisition of DuPont's Mobility and Materials Business, subject to conditions, 11 October 2022.

欧州委員会による調査

欧州委員会の調査によると、本件両当事者は、自動車、工業、商業、電気、電子分野の顧客と、顧客向けの最終市場においてエンジニアリング・プラスチックの供給において競合している。

本件取引により統合された事業者は、EEA(欧州経済領域)における最大のポリエステル系熱可塑性エラストマー(TPC)の製造業者となるが、代替的供給者は世界的にも僅か数社に過ぎない。TPC は、主として自動車産業において用いられているエンジニアリング・プラスチックであるが、工業、商業、電気、電子、消費者製品にも用いられている。

提案された問題解消措置

Celanese は欧州委員会の競争上の懸念を解消するため、Ferrara(イタリア)に所在する製造設備を含む同社の全世界における TPC 事業のほか、Pibiflex と Riteflex という TPC のブランドを売却することを提案した。

本件措置は、自己完結した事業の売却を内容とするものであり、両当事者の事業活動における重複を全面的に取り除くものである。これにより売却事業を運営する購入者は、永続的に本件市場における有効な競争者となる。Celanese は、イタリアのエンジニアリング・プラスチック製造業者である Taro Plast S.p.a. に本件事業を売却することを提案した。

欧州委員会は、別途実施する購入者承認手続において、購入者を正式に承認することとなる。 欧州委員会は市場テストの結果、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹 起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とす る。

当事会社と製品

Celanese は、米国の世界的な化学品及び特殊素材製造業者である。同社は多くの製品において用いられている高性能なエンジニアニング・ポリマーのほか、ほぼすべての主要な産業向けの中間化学製品であるアセチル製品を製造している。

DuPont のモビリティ・マテリアル事業は、米国の DuPont de Nemours Inc.の一部門であり、高性能なエンジニアイング・サーモプラスチック、エラストマー、ペースト、フィラメント、応用フィルムを多くの産業における技術者と設計者に提供している。

なお、本件は2022年8月23日に欧州委員会に届出がなされたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)